

第2期弘前市子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
令和5年3月【改訂】(案)

弘前市

目 次

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	
3 計画の基本理念	2
4 計画の期間	
5 計画の策定体制	

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 人口と出生の現状	3
2 子育て支援の現状	5

第3章 計画の策定

1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	12
2 教育・保育施設の量の見込み（需要）、確保方策（利用定員）及び実施時期	16
3 地域子ども・子育て支援事業等の量の見込み（需要）、確保方策（供給体制） 及び実施時期	20
4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育 ・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項	25
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	26
6 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用 の確保に関する事項	26
7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う 施策との連携に関する事項	26

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制	27
2 進捗状況の進行管理	27



第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

近年、核家族化や共働き家庭の増加、地域の関わりの希薄化により、祖父母や近隣の住人等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっていることから、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国においては「少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)」等に基づき、総合的な施策が講じられてきましたが、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することや、保育の量的拡大及び地域における子ども・子育て支援の充実等を図り、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指して、平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が公布されました。

これにより、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートし、市區町村は「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

この計画では、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」との子ども・子育て支援法の考え方を基本に、子どもや子育て家庭が置かれている環境を踏まえ、子どものより良い育ちを実現させるために必要な支援を行い、妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない支援をすることにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、親も成長することができる環境の整備を目的として策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づく計画として策定するものです。

(2) 関連計画との関係

本計画は、国が示す基本指針等を踏まえつつ、市の地域づくりの基本となる「弘前市総合計画」を上位計画として、他の関連する計画と整合性を保ちながら策定します。

また、平成26年度で計画期間を終えた「弘前市次世代育成支援行動計画」の内容の一部を第1期計画と同様に引き継ぐものとします。

3 計画の基本理念

“みんなで創り みんなをつなぐ あずましい りんご色のまち”

本市の上位計画である「弘前市総合計画」において、弘前市の2040年頃を見据えた将来都市像として「みんなで創り みんなをつなぐ あずましい りんご色のまち」を掲げています。

本計画の推進と施策の展開を通じて、子どもたちが元気で楽しく育ち、子育てしやすい『あずましい』まちづくりを目指します。

4 計画の期間

第2期計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

5 計画の策定体制

この計画は、子ども・子育て支援法第77条に基づき設置した本市の附属機関である「弘前市子ども・子育て会議」において、平成31年1月に実施した子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査や、事業計画等の内容について審議し、計画書に反映させて策定したものです。

【子ども・子育て会議の開催状況】

①	令和元年度 第1回	令和元年 8月23日
②	令和元年度 第2回	令和元年11月12日
③	令和元年度 第3回	令和2年 2月20日

【子ども・子育て支援事業ニーズ調査実施概要】

調査対象者	就学前児童の保護者及び就学児童の保護者
配布数	5,000件（各2,500件）
回収数	2,355件
回収率	47.1%
調査期間	平成30年12月28日～ 平成31年1月25日
調査方法	就学前児童のいる世帯及び就学児童のいる世帯から無作為に抽出し、郵送により配布・回収



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

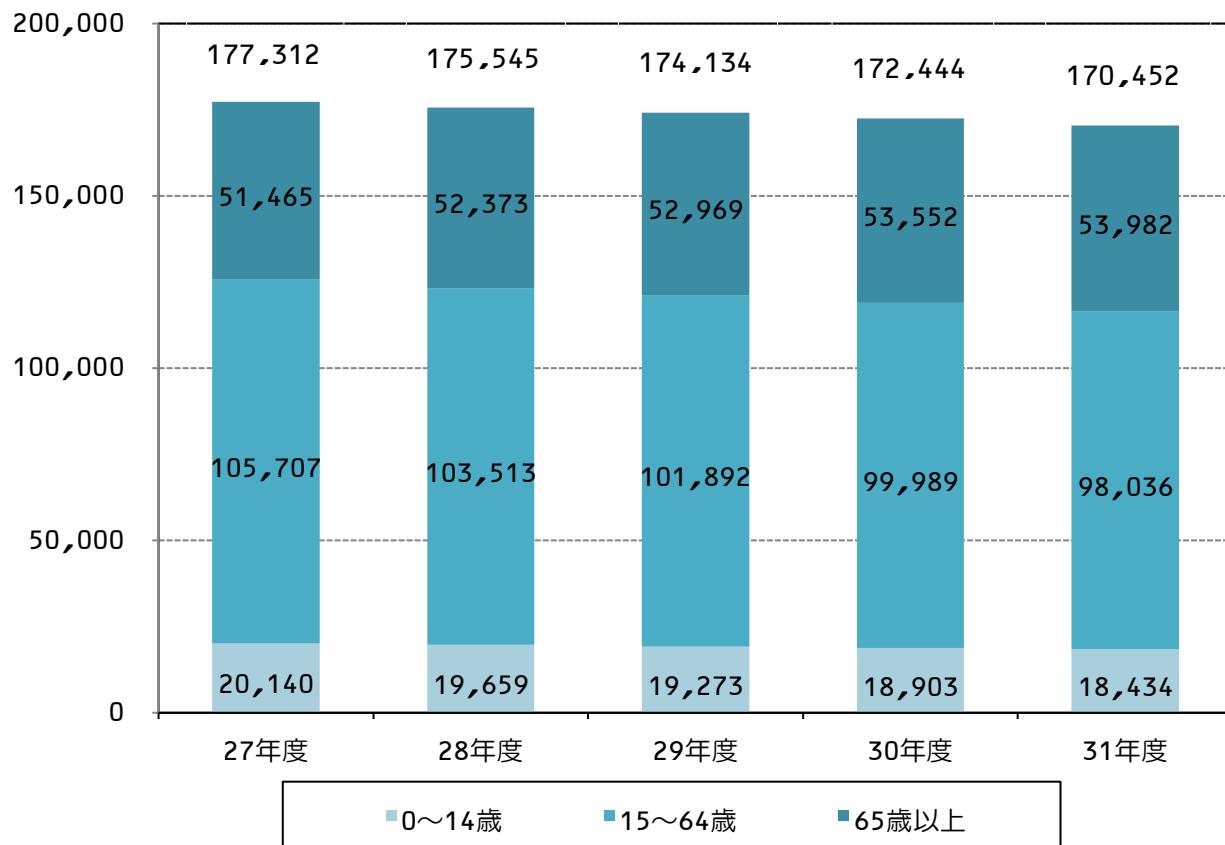
1 人口と出生の現状

(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

本市の住民基本台帳による総人口をみると、平成31年4月1日現在で170,452人となっており、平成27年からの5年間の推移では6,860人の減少となっています。

また、年齢3区分別人口をみると、65歳以上の高齢者人口は増加しているものの、0歳～14歳の年少人口と、15歳～64歳の生産年齢人口は減少しています。

【総人口及び年齢3区分別人口の推移】

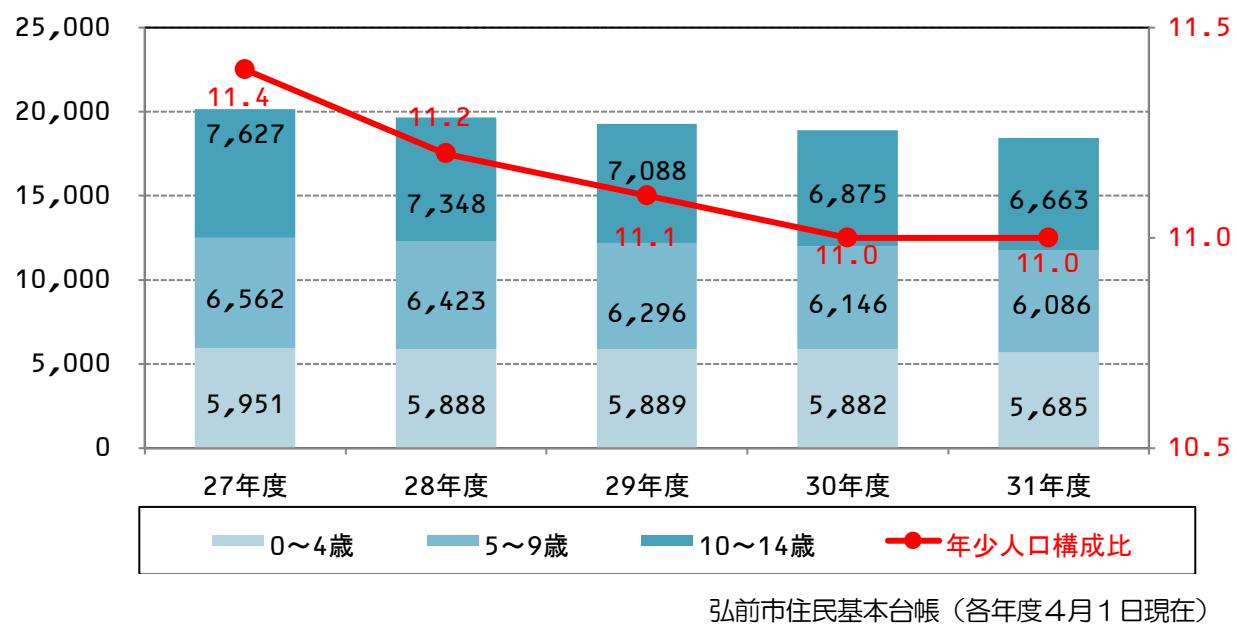


弘前市住民基本台帳（各年度4月1日現在）

(2) 年少人口の推移

年少人口はどの年齢階層でも減少しています。また、総人口に占める割合は毎年減少し、平成31年では11.0%となっています。

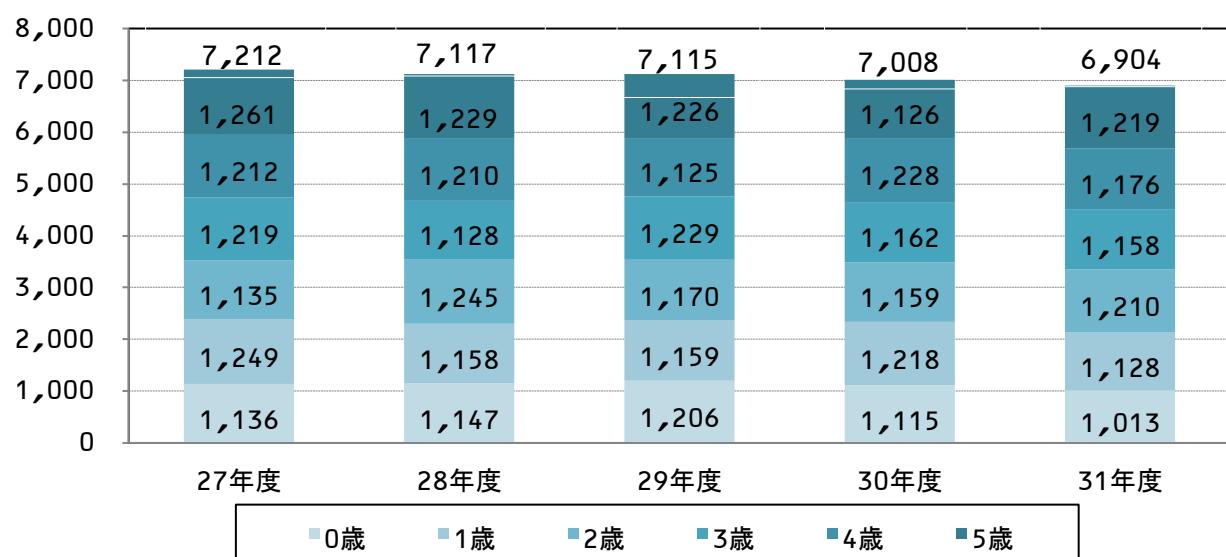
【年少人口の推移】



(3) 就学前人口の推移

就学前人口の推移をみると、年毎に増減はあるものの全体としては減少しています。

【就学前人口の年齢別推移】



弘前市住民基本台帳(各年度末現在)

2 子育て支援の現状

(1) 教育・保育施設の現状（幼稚園・保育所・認定こども園※の園児数）

子ども・子育て支援制度の施行に伴い、幼稚園から認定こども園に移行した施設があつたこと等により、幼稚園の施設数は減少しています。

本市の入園児童数については、幼稚園は減少していますが、保育所及び認定こども園においては、年毎に増減はあるものの、若干の増加傾向で推移しています。

【幼稚園及び認定こども園（教育希望）の園児数推移】

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
国公立 幼稚園	園数（か所）	2	1	1	1	1
	定員（人）	230	160	160	90	90
	園児数（人）	88	76	78	75	73
私立 幼稚園	園数（か所）	10	7	7	7	7
	定員（人）	1,475	895	820	795	750
	園児数（人）	723	549	516	510	486
私立 認定こども園 (教育希望)	園数（か所）		20	25	25	25
	定員（人）		265	266	278	272
	園児数（人）		119	146	150	167
園児数合計（人）		811	744	740	735	726

*幼稚園児数は、各年度5月1日現在

資料：こども家庭課、学務健康課

※ 認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つことで教育と保育をともに実施でき、かつ地域の子育て支援も行う施設です。

【保育所及び認定こども園（保育希望）の園児数推移】

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
公 立 保育所	園数（か所）	1	1	1	1	1	
	定員（人）	130	130	130	130	130	
	園児数計（人）	85	79	76	72	61	
	園児数内訳	0歳（人） 1歳（人） 2歳（人） 3歳（人） 4歳（人） 5歳（人）	6 4 21 13 19 22	3 13 7 22 14 20	6 11 13 10 21 15	1 12 13 15 9 22	3 5 15 13 17 8
	園数（か所）	62	47	41	41	41	
	定員（人）	4,347	3,608	3,084	3,084	3,129	
	園児数計（人）	4,319	3,305	2,783	2,751	2,705	
私 立 保育所	園児数内訳	0歳（人） 1歳（人） 2歳（人） 3歳（人） 4歳（人） 5歳（人）	272 665 776 843 879 884	184 573 601 637 657 653	192 459 540 491 547 554	189 452 516 531 500 563	167 498 506 503 536 495
	園数（か所）		18	25	25	25	
	定員（人）		1,233	1,884	1,939	1,931	
	園児数計（人）		1,056	1,683	1,741	1,741	
	園児数内訳	0歳（人） 1歳（人） 2歳（人） 3歳（人） 4歳（人） 5歳（人）		65 173 196 182 210 230	115 274 328 332 312 322	115 303 324 358 325 316	91 293 350 331 356 320
	園数（か所）	63	66	67	67	67	
	定員（人）	4,477	4,971	5,098	5,153	5,190	
	園児数計（人）	4,404	4,440	4,542	4,564	4,507	
合計	園児数内訳	0歳（人） 1歳（人） 2歳（人） 3歳（人） 4歳（人） 5歳（人）	278 669 797 856 898 906	252 759 804 841 881 903	313 744 881 833 880 891	305 767 853 904 834 901	261 796 871 847 909 823

*定員及び園児数には、分園分を含みます。

資料：こども家庭課

*保育所（園）園児数は、各年度4月1日現在

(2) 子育て支援事業の現状

① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

令和元年度より「ひろさき子育て世代包括支援センター」として事業を実施しています。

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

【地域子育て支援センター利用状況（延べ人数）】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
駅前こどもの広場	83,463	87,779	84,451	81,966	85,032
笹森町	4,367	—	—	—	—
相馬保育所	2,521	3,611	3,540	2,860	3,565
大浦保育所	2,267	3,603	3,126	2,868	2,683
みどり保育園	2,897	2,411	3,041	3,368	2,954

資料：こども家庭課

③ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握・検査計測・保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

【妊婦健康診査事業実施状況】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
受診票発行者数（人）	1,263	1,249	1,157	1,124	1,072
受診票発行件数（件）	17,682	17,486	16,198	15,736	15,008
延べ健診受診件数（件）	14,220	14,153	14,673	14,343	12,534

資料：健康増進課

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

【乳児家庭全戸訪問事業実施状況】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
対象家庭数（件）	1,165	1,146	1,219	1,142	1,026
訪問家庭数（件）	1,161	1,104	1,179	1,102	1,069

資料：健康増進課

⑤ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

その他要保護児童の支援に資する事業は、要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るために、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業。

令和2年4月より養育支援訪問事業を実施します。

⑥ 子育て短期支援事業

短期入所生活援助（ショートステイ）事業は、保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業。

令和元年4月より事業を実施しています。

夜間養護等（トワイライトステイ）事業は、保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業。

【トワイライトステイ事業実施状況】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実施施設数（か所）	1	1	1	1	1
登録児童数（人）	111	90	90	71	80
延べ利用児童数（人）	548	485	316	225	405

資料：こども家庭課

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

事業は実施していません。(類似事業「さんかくネット※」を実施しています。)

【参考：さんかくネット利用状況】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
延べ利用児童数（人）	664	403	347	192	163
うち個人による利用（人）	475	347	269	130	92
その他（会議等の託児など）（人）	189	56	78	62	71

資料：企画課

※ 「さんかくネット」とは、子育てと仕事や社会参加が両立できる環境整備のため、子育て期にある保護者を支援するシステムです。用事などで、一時的に子どもを預かってもらいたい人と、あらかじめ登録しているソーター（子どもを預かっても良いという人）の仲介をするものです。

⑧ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として戻間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

【幼稚園での預かり保育実施状況】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実施施設数（か所）	10	17	24	25	24

* 主に在園児を対象としています。

資料：こども家庭課、学務健康課

【保育所等での預かり保育実施状況】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実施施設数（か所）	32	36	38	40	41

* 非在園児を対象としています。

資料：こども家庭課

⑨ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業。

【延長保育事業実施状況】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実施施設数（か所）	55	57	55	56	56
延べ利用児童数（人）	2,419	2,122	2,718	2,685	2,382

資料：こども家庭課

⑩ 病児・病後児保育事業

病児対応型は、児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

病後児対応型は、児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

【病児・病後児保育事業実施状況】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実施施設数（か所）	2	3	4	4	4
延べ利用児童数（人）	1,654	1,829	2,477	2,512	2,311

資料：こども家庭課

⑪ 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により扈間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。

【放課後児童健全育成事業実施状況】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実施箇所数（か所）	39	40	39	39	39
登録児童数（人）	1,141	1,348	1,687	1,901	2,042

資料：こども家庭課

【参考：児童館・児童センターの概要】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
設置箇所数（か所）	26	26	24	24	24
1日平均利用児童数（人）	1,224	1,225	1,216	1,274	1,299

資料：こども家庭課

【参考：放課後子ども教室の概要】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
設置箇所数（か所）	一	2	11	13	16

資料：生涯学習課

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。

生活保護法による被保護世帯等に対する日用品・文房具等に要する費用の補助

事業は実施していません。

確認を受けない幼稚園※における低所得世帯等に対する副食材料費に要する費用の補助

令和元年10月より事業を実施しています。

※ 確認を受けない幼稚園とは、平成27年4月より開始した「子ども・子育て支援新制度」によらず、私学助成により運営する従来からの幼稚園のことです。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。

事業は実施していません。



第3章 計画の策定

1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援事業計画策定の際、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域を設定することとなっています。

また、国の基本指針では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとされています。

【本市の区域パターン】

	区域名	市内区域数	概要
①	行政区	23	行政事務を行うために任意に区割りされたもの
②	小学校区	34	小学校の学区による区分
③	中学校区	16	中学校の学区による区分
④	市全域	1	

(1) 教育提供区域

教育の提供区域設定に当たっては、区域パターン①～③の区域において、半数以上の区域に設置されておりませんが、各幼稚園で児童の送迎を行っているほか、実際に通園している児童の居住区域を見ると、ほぼ全域から通園していることから、区域パターン④の市全域を提供区域と設定することとしました。

【参考：区域ごとの設置状況】

区域名	概要
行政区	23区域のうち、8区域に設置
小学校区	34区域のうち、8区域に設置
中学校区	16区域のうち、5区域に設置

(2) 保育提供区域

保育の提供区域設定に当たっては、保育所利用申し込みの際、利用区域の制限ではなく、自宅近隣の施設を希望するほか、通勤経路上や勤務地の近くを希望することもあり、ある程度広範囲での区域にすることが妥当と考えられます。

また、出張所地区や岩木地区、相馬地区の地域性も考慮する必要があることから、区域パターン①の行政区の区域割りを基本として、市街地及び周辺地区、岩木地区、相馬地区、東目屋・船沢・高杉・裾野・新和・石川の6出張所地区を組み合わせた独自の区域割りを設定することとしました。

【中央地区】

市街地中心及び周辺地区においては、施設の所在地からの利用者は半数程度ですが、この区域ごとに相互利用があることから、ひとつの区域としました。

【南西地区】

東目屋地区及び相馬地区においては、他地区への大きな動きはなく個別に区域分けするには規模が小さいことや、両地区では容易に移動が可能な範囲であると考えられることから、ひとつの区域としました。

【北西地区】

船沢・高杉・裾野・新和地区及び岩木地区においては、この地区内での利用がほとんどであることから、ひとつの区域としました。

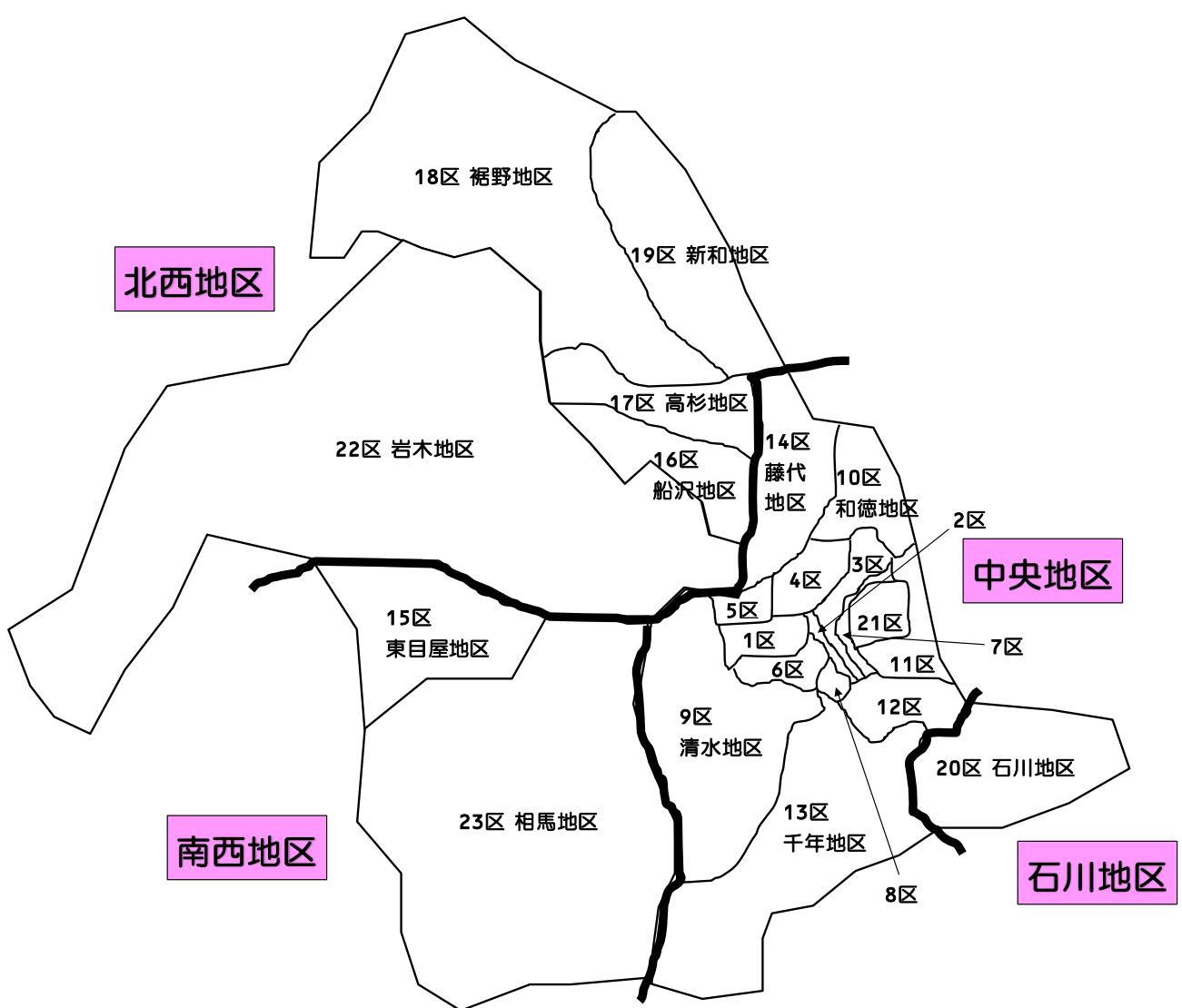
【石川地区】

石川地区においては、この地区内での利用が多いことから、単独の区域としました。

【参考：保育提供区域内訳】

保育提供区域名	地区名	対応行政区
中央地区	市街地・周辺地区	1区～14区、21区
南西地区	東目屋地区	15区
	相馬地区	23区
北西地区	船沢地区	16区
	高杉地区	17区
	裾野地区	18区
	新和地区	19区
	岩木地区	22区
石川地区	石川地区	20区

【参考：保育提供区域のイメージ図】



(3) 地域子ども・子育て支援事業ごとの提供区域

地域子ども・子育て支援事業については、区域設定になじまないものや、施設に付随する事業であることから、個別に提供区域を設定します。

事業名	区域	考え方
①利用者支援事業	市全域	区域を分ける必要性がないため、市全域とします。
②地域子育て支援拠点事業	市全域	利用者の住所による利用制限はなく、広範囲に渡るため、区域を分ける必要がないことから、市全域とします。
③妊婦健康診査事業	市全域	区域を分ける必要性がないため、市全域とします。
④乳児家庭全戸訪問事業	市全域	区域を分ける必要性がないため、市全域とします。
⑤養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	市全域	区域を分ける必要性がないため、市全域とします。
⑥子育て短期支援事業	市全域	利用者の住所による利用制限はないことから、市全域とします。
⑦ファミリー・サポート・センター事業	市全域	本市では未実施事業ですが、事業を実施する場合は、市全域とします。
⑧一時預かり事業	市全域	市内保育所及び幼稚園において実施している事業であり、保育所では利用者に住所による利用制限はなく、また、教育（幼稚園）の区域は市全域とすることから、市全域とします。
⑨延長保育事業	保育提供区域	保育所において実施する事業であることから、保育提供区域と同様とします。
⑩病児・病後児保育事業	市全域	利用者の住所による利用制限はないことから、市全域とします。
⑪放課後児童健全育成事業	小学校区	学区の小学生が対象となることから、小学校区とします。
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	区域を分ける必要性がないため、市全域とします。
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域	本市では未実施事業ですが、事業を実施する場合は、市全域とします。

* 各事業の内容については、p.7～p.11に記載しています。

2 教育・保育施設の量の見込み（需要）、確保方策（利用定員）及び実施時期

平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度では、小学校就学前の児童に教育又は保育を希望する場合、次の3つの認定区分により、希望する教育・保育施設等が利用できるようになっています。

認定区分	内 容	教育・保育施設等
1号認定	子どもが満3歳以上で、幼稚園等で教育を希望する場合。	幼稚園 認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で、保護者の労働又は疾病等の「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合。	保育所 認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、保護者の労働又は疾病等の「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合。	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※ 認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つことで教育と保育とともに実施でき、かつ地域の子育て支援も行う施設です。

※ 地域型保育事業には、設備や人員・定員などによって、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4種類があります。

【教育を希望する児童】

市全域

(単位：人)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		1号認定	2号認定 教育ニーズ	1号認定	2号認定 教育ニーズ	1号認定	2号認定 教育ニーズ
①	量の見込み(需要)	700	112	692	110	682	109
② 確保 方策 (定員)	特定教育・保育施設※	584		584		584	
	確認を受けない幼稚園	480		480		480	
	国立大学附属幼稚園	90		90		90	
②-① 過不足		342		352		363	
		令和5年度		令和6年度			
① 量の見込み(需要)		609		591			
② 確保 方策 (定員)	特定教育・保育施設	711		711			
	確認を受けない幼稚園	230		230			
	国立大学附属幼稚園	90		90			
②-① 過不足		422		440			

※ 特定教育・保育施設とは、幼稚園（確認を受けない幼稚園・国立大学附属幼稚園は除く）、認定こども園、認可保育所のことといいます。

○ 確保方策の内容

教育を希望する児童は、全域において利用定員の見込みが利用量の見込みを上回っていることから、提供体制が確保できるものと考えています。

【保育を希望する児童】

中央地区

(単位:人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		2号認定 保育ニーズ	3号認定		2号認定 保育ニーズ	3号認定		2号認定 保育ニーズ	3号認定	
			0歳児	1・2歳児		0歳児	1・2歳児		0歳児	1・2歳児
①	量の見込み(需要)	2,073	464	1,394	2,051	459	1,358	2,021	446	1,321
② 確保 方策 (定員)	特定教育・保育施設	2,285	427	1,392	2,285	427	1,392	2,285	427	1,392
	認可外保育施設	49	6	18	49	6	18	49	6	18
	特定地域型保育事業		0	0		0	0		0	0
	企業主導型保育施設	32	10	20	32	10	20	32	10	20
②-① 過不足		293	▲21	36	315	▲16	72	345	▲3	109
		令和5年度			令和6年度					
①	量の見込み(需要)	1,935	431	1,280	1,883	417	1,239			
② 確保 方策 (定員)	特定教育・保育施設	2,300	452	1,407	2,300	452	1,407			
	認可外保育施設	11	3	6	11	3	6			
	特定地域型保育事業		0	0		0	0			
	企業主導型保育施設	32	10	20	32	10	20			
②-① 過不足		408	34	153	460	48	194			

南西地区

(単位:人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		2号認定 保育ニーズ	3号認定		2号認定 保育ニーズ	3号認定		2号認定 保育ニーズ	3号認定	
			0歳児	1・2歳児		0歳児	1・2歳児		0歳児	1・2歳児
①	量の見込み(需要)	70	10	45	69	10	43	68	10	42
② 確保 方策 (定員)	特定教育・保育施設	92	17	51	92	17	51	92	17	51
	特定地域型保育事業		0	0		0	0		0	0
	②-① 過不足	22	7	6	23	7	8	24	7	9
			令和5年度			令和6年度				
①	量の見込み(需要)	65	9	41	64	9	40			
② 確保 方策 (定員)	特定教育・保育施設	75	15	40	75	15	40			
	特定地域型保育事業		0	0		0	0			
②-① 過不足		10	6	▲1	11	6	0			

北西地区

(単位：人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		2号認定 保育ニーズ	3号認定		2号認定 保育ニーズ	3号認定		2号認定 保育ニーズ	3号認定	
			0歳児	1・2歳児		0歳児	1・2歳児		0歳児	1・2歳児
①量の見込み(需要)		340	81	211	337	81	206	331	78	200
② 確保 方策 (定員)	特定教育・保育施設	445	98	263	445	98	263	445	98	263
	特定地域型保育事業		0	0		0	0		0	0
	企業主導型保育施設	15	5	10	15	5	10	15	5	10
②-① 過不足		120	22	62	123	22	67	129	25	73
		令和5年度			令和6年度					
①量の見込み(需要)		318	76	194	309	73	188			
② 確保 方策 (定員)	特定教育・保育施設	397	74	244	397	74	244			
	特定地域型保育事業		0	0		0	0			
	企業主導型保育施設	17	7	11	17	7	11			
②-① 過不足		96	5	61	105	8	67			

石川地区

(単位：人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		2号認定 保育ニーズ	3号認定		2号認定 保育ニーズ	3号認定		2号認定 保育ニーズ	3号認定	
			0歳児	1・2歳児		0歳児	1・2歳児		0歳児	1・2歳児
①量の見込み(需要)		42	12	31	41	12	31	41	11	30
② 確保 方策 (定員)	特定教育・保育施設	68	11	31	68	11	31	68	11	31
	特定地域型保育事業		0	0		0	0		0	0
	企業主導型保育施設	26	▲1	0	27	▲1	0	27	0	1
		令和5年度			令和6年度					
①量の見込み(需要)		39	11	30	38	10	29			
② 確保 方策 (定員)	特定教育・保育施設	39	11	20	39	11	20			
	特定地域型保育事業		0	0		0	0			
	企業主導型保育施設	0	0	▲10	1	1	▲9			
②-① 過不足		0	0	▲10	1	1	▲9			

参考：市全域

(単位：人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		2号認定 保育ニーズ	3号認定		2号認定 保育ニーズ	3号認定		2号認定 保育ニーズ	3号認定	
			0歳児	1・2歳児		0歳児	1・2歳児		0歳児	1・2歳児
①量の見込み(需要)		2,525	567	1,681	2,498	562	1,638	2,461	545	1,593
②確保方策(定員)	特定教育・保育施設	2,890	553	1,737	2,890	553	1,737	2,890	553	1,737
	認可外保育施設	49	6	18	49	6	18	49	6	18
	特定地域型保育事業		0	0		0	0		0	0
	企業主導型保育施設	47	15	30	47	15	30	47	15	30
②-① 過不足		461	7	104	488	12	147	525	29	192
		令和5年度			令和6年度					
①量の見込み(需要)		2,357	527	1,545	2,294	509	1,496			
②確保方策(定員)	特定教育・保育施設	2,811	552	1,711	2,811	552	1,711			
	認可外保育施設	11	3	6	11	3	6			
	特定地域型保育事業		0	0		0	0			
	企業主導型保育施設	47	17	31	47	17	31			
②-① 過不足		512	45	203	575	63	252			

○ 確保方策の内容

保育を希望する児童のうち3歳以上児(2号認定)については全地区において、0歳児については南西・北西の2地区おいて、1・2歳児については中央・南西・北西の3地区において、確保方策(利用定員)が利用量の見込み(需要)を上回っていることから、提供体制が確保できるものと考えています。

中央地区において、令和2年度から令和4年度まで、0歳児の利用量の見込み(需要)が確保方策(利用定員)を上回りますが、3号認定の定員の範囲内で提供体制が確保できています。また、石川地区においては、令和2年度から令和3年度まで0歳児の利用量の見込み(需要)が確保方策(利用定員)を上回りますが、2号認定の定員を弾力的に運用することで提供体制が確保できる見込みです。

ただし、年齢別又は施設単位で、定員超過や定員割れが生じる場合には、実態に即した定員設定を図るとともに、市が希望施設の調整を行います。

3 地域子ども・子育て支援事業等の量の見込み（需要）、確保方策（供給体制）及び実施時期

① 利用者支援事業

(単位：か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1
確保方策の内容	令和元年度より「ひろさき子育て世代包括支援センター」を開設し、保健師、助産師、保育士などの専任職員が、母子保健型と基本型を一体的に実施しています。				

② 地域子育て支援拠点事業

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	97,235	94,608	91,862	89,028	86,195
確保方策	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
確保方策の内容	市内3か所の児童福祉施設及び直営の駅前こどもの広場において、引き続き供給体制を確保します。				

③ 妊婦健康診査事業

(単位：人、件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 14回/人	1,058 14,812	1,027 14,378	994 13,916	963 13,482	932 13,048
確保方策	実施場所：青森県医師会に所属し、産婦人科のある病院、診療所及び県内国公立病院等 実施体制：市が委託契約を締結して実施 実施時期：通年実施 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目				
確保方策の内容	現在の体制を維持します。				

④ 乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,058	1,027	994	963	932
確保方策	実施体制：市の保健師、助産師、訪問相談員、訪問指導員、臨時助産師、臨時保健師が直営で実施 実施機関：弘前市健康こども部健康増進課				
確保方策の内容	現在の体制を維持します。				

⑤ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	74	74	74	74	74
確保方策	養育支援訪問事業 実施体制：市の助産師による直営及び委託契約を締結して実施 実施機関：弘前市健康こども部こども家庭課				
確保方策の内容	令和2年度から養育支援訪問事業を実施します。				

⑥ 子育て短期支援事業

ショートステイ

(単位:人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	28	28	27	66	66
② 確保方策	弘前 乳児院	1,095	1,095	1,095	1,095
	施設数	1	1	1	1
②-①	1,067	1,067	1,068	1,029	1,029
確保方策の内容	令和2年度からは、対象範囲を就学前児童までに拡大するとともに、母子ともに短期入所できるように体制を強化します。				

トワイライトステイ事業

(単位:人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	396	396	396	396	396
② 確保方策	児童家庭支 援センター	817	817	817	817
	施設数	1	1	1	1
②-①	421	421	421	421	421
確保方策の内容	現在の体制を維持します。				

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

(単位:人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	86	65	58	50	43
確保方策の内容	今後、必要に応じて実施することとします。				



⑧ 一時預かり事業

幼稚園等での預かり保育

(単位：人日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	幼稚園	25,073	24,810	24,437	10,491	10,176
	認定こども園	7,152	7,077	6,972	28,361	27,510
	合計	32,225	31,887	31,409	38,852	37,686
② 確保方策	幼稚園	25,073	24,810	24,437	10,491	10,176
	認定こども園	7,152	7,077	6,972	28,361	27,510
	合計	32,225	31,887	31,409	38,852	37,686
	施設数	35か所	35か所	35か所	26か所	26か所
②-①		0	0	0	0	0
確保方策の内容	現在の体制を維持します。					

* 主に在園児を対象としており、認定こども園への移行施設を含みます。

保育所等での預かり保育

(単位：人日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	保育所	11,644	11,329	10,999	10,660	10,320
	認定こども園	9,435	9,180	8,913	8,638	8,363
	合計	21,079	20,509	19,912	19,298	18,683
② 確保方策	保育所	11,644	11,329	10,999	10,660	10,320
	認定こども園	9,435	9,180	8,913	8,638	8,363
	合計	21,079	20,509	19,912	19,298	18,683
	施設数	52	52	52	47	47
②-①		0	0	0	0	0
確保方策の内容	現在の体制を維持します。					

* 非在園児を対象としており、認定こども園への移行施設を含みます。

⑨ 延長保育事業

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央 地区	①量の見込み	2,064	2,026	1,982	1,910	1,853
	②確保方策	2,064	2,026	1,982	1,910	1,853
	②-①	0	0	0	0	0
南西 地区	①量の見込み	25	25	24	23	22
	②確保方策	25	25	24	23	22
	②-①	0	0	0	0	0
北西 地区	①量の見込み	354	347	339	327	318
	②確保方策	354	347	339	327	318
	②-①	0	0	0	0	0
石川 地区	①量の見込み	40	39	39	37	36
	②確保方策	40	39	39	37	36
	②-①	0	0	0	0	0
量の見込み(市全域)		2,483	2,437	2,384	2,297	2,229
確保方策(市全域)		2,483	2,437	2,384	2,297	2,229
確保方策の内容	現在の体制を維持します。					

⑩ 病児・病後児保育事業

(単位：人日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の 見込み	病児保育	1,962	1,927	1,885	1,095	1,058
	病後児保育	941	923	903	870	845
	合計	2,903	2,850	2,788	1,965	1,903
② 確保方策	病児保育	2,610	2,610	2,610	1,566	1,566
	病後児保育	4,176	4,176	4,176	4,176	4,176
	合計	6,786	6,786	6,786	5,742	5,742
	施設数	4か所	4か所	4か所	3か所	3か所
②-①		3,883	3,936	3,998	3,777	3,839
確保方策の内容		現在の体制を維持します。				

⑪ 放課後児童健全育成事業

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,025	1,986	1,962	1,954	1,934	
	うち低学年	1,110	1,088	1,076	1,071	1,060
	うち高学年	915	898	886	883	874
②確保方策	2,214	2,168	2,198	2,228	2,228	
②-①	189	182	236	274	294	
確保方策の内容		慢性的に児童数が多く、一人当たりの基準面積を確保できていない場所もあるため、放課後の学校施設や児童館等の活用を図りながら実施体制を確保します。				

放課後児童対策

(単位：か所)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後児童 健全育成事業	なかよし会	18	17	17	17	17
	児童クラブ	22	21	21	18	18
小学校（参考）		34	32	32	32	32
※	児童館・児童センター	23	22	22	20	20
	放課後子ども教室	17	17	17	17	17
確保方策の内容		<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な実施を目指し、教育委員会、福祉部局、地域との連携により、総合的な放課後対策を進めます。 実施に当たっては学校施設の活用を進め、放課後子ども教室実施日には、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を促進します。 新・放課後子ども総合プランの趣旨に鑑み、子ども達のより良い育ちと、保護者の仕事と家庭の両立を応援します。 				

※ 児童館・児童センター及び放課後子ども教室については、保護者の就労状況等に関わらず利用可能な事業です。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。

生活保護法による被保護世帯等に対する日用品・文房具等に要する費用の補助

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み					
確保方策		今後、必要に応じて実施することとします。			

確認を受けない幼稚園における低所得世帯等に対する副食材料費に要する費用の補助

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	61	61	61	30	30
確保方策の内容	国の制度を活用し、実施体制を確保します。				

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。

今後、必要に応じて実施することとします。

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れができる施設であることから、今後、保護者が希望する施設の選択肢の一つとして利用ニーズが高まると考えられます。

本市においては、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるように、既存施設の意向を尊重しながら、認定こども園への移行に必要となる支援に努めます。

(2) 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上及び処遇改善への支援

一体的な教育・保育及び質の高い教育・保育を提供するため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の合同研修の実施に向けて、関係機関との連携を図ります。

また、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の資質向上及び処遇改善を図るため、分野別研修（特別支援研修、保育実践、子育ての支援、アレルギー対応等）等のキャリアアップのための研修等を支援します。

(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であることから、子どもの成長段階に応じて、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を安定的に継続して提供することは、子どもの健やかな育ちにとって重要であると考えられます。

本市においては、子どもの最善の利益を第一に考え、現在の幼稚園や保育所等が提供している教育・保育の質を維持又はさらに向上させることや、成長段階に応じた切れ目のない子育て支援サービスの充実を図るための取組を推進します。

(4) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

子どもの発達・成長は、段階に応じて様々な支援が必要になり、その支援は、妊娠・出産期から切れ目なく続くもので、質の高い支援を行うためには、幼児教育・保育施設等の教職員の連携が必要であるとともに、小学校の教職員とも相互理解を深め、連携し、情報を共有することが重要となります。

本市では、就学前児童の小学校教育への円滑な接続を図るために、それぞれの教育活動及びその果たす役割について理解するための「幼保小連携教育研修会」を開催しており、今後も就学前児童の小学校生活への円滑な接続を図るためにその取組を推進します。

5 子育てのための施設等利用給付※の円滑な実施の確保の内容に関する事項

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、保護者へチラシの配布や市HPを通した制度の周知を行うとともに、子ども・子育て支援施設に対する説明会を開催しており、制度や給付事務の流れについて関係者の理解を得たうえで、公正かつ適正な支給の確保及び保護者の経済的負担や利便性等を考慮した円滑な給付を行います。

※ 「子育てのための施設等利用給付」とは、令和元年10月から開始した「幼児教育・保育の無償化」により、無償化対象児童の認可外施設等の利用料について、設定する上限額の範囲内で給付を行うことです。

6 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

育児休業満了時からの保育を希望する保護者へ、窓口や子育て世代包括支援センター、市HP等を通しての情報提供や相談支援を行うとともに、教育・保育施設利用定員弾力化基準を定め、産後の休業及び育児休業から社会復帰する場合は利用定員を超えて入所することを可能とし、受入れ提供体制確保に努めます。

7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携に関する事項

(1) 児童虐待防止対策の充実

子育て世代包括支援センターや妊婦健康診査事業、乳児家庭全戸訪問事業等により妊娠期からの切れ目のない子育て支援施策を展開し、各事業を通じて児童虐待の発生予防及び早期発見・早期対応のための取組を推進するとともに、児童相談所等の関係機関との連携体制を構築し、迅速かつ適切な対応を図ります。

(2) 母子家庭並びに父子家庭の自立支援の推進

子育て短期支援事業の実施や、特定教育・保育施設の利用に際する配慮等の支援を行うほか、青森県子どもの貧困対策推進計画に定められている教育の支援・生活の支援・就業支援・経済的支援を4本柱として総合的な自立支援を推進します。

(3) 障がい児施策の充実等

妊婦及び乳幼児に対する健康診査を実施し疾病・障がいの早期発見を図り、特別な支援を必要とする子どもの健全な成長・発達を支援する観点から、自立支援医療(育成医療)の給付や、児童発達支援センター等による専門的支援の強化、保育所等訪問支援、就学支援等、保健・医療・福祉・教育各種施策の円滑な連携により支援の充実を推進します。

特定教育・保育施設や放課後児童健全育成事業においては、発達障がいを含む障がいのある子どもたちの受入れを推進するとともに、子どもの可能性を伸ばし社会的自立に必要な力を培うため、保育士等の資質や専門性の向上を図り、希望に応じた適切な支援を行います。



第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画では、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めました。計画の推進に当たっては、教育・保育事業に対する市民のニーズに応えていくため、必要なサービスの量の確保・拡大と多様化も含む質の向上の実現を目指していきます。

このため、市民、教育・保育施設などの子育て支援事業者、行政などそれぞれが適切に役割を果たしていくとともに、相互に連携し、多くの方の意見を取り入れながら取り組んでいきます。

2 進捗状況の進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「弘前市子ども・子育て会議」において、その進捗状況を点検・評価していきます。

また、点検・評価の結果については、市ホームページなどを活用して公表し、周知を図ります。





第2期弘前市子ども・子育て支援事業計画

“みんなで創り みんなをつなぐ
あずましい りんご色のまち”

令和2年3月【発行】

令和5年3月【改訂】

編集発行 弘前市健康こども部こども家庭課

〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1-1

電話 0172-35-1111（代表）

FAX 0172-39-7003